登記原因証明情報

１．登記申請情報の要項

（１）登記の目的　　　所有権移転

（２）登記の原因　　　平成〇〇年〇月〇日　売買

（３）当事者　　　　　権利者

大阪府吹田市〇一丁目〇〇番〇号

　　吹　田　　達　也

　　　　　　　　　　　義務者

兵庫県西宮市〇〇七丁目〇番〇号

　　　　　　　　　　　　　　西　宮　　康　介

（４）不動産の表示

一棟の建物の表示

　所　　　在 　豊中市〇〇三丁目〇〇番地

建物の名称 　豊中ハイツ２号館

専有部分の建物の表示

　　家屋番号 　〇〇三丁目〇〇番〇〇

　　　　建物の名称　 ２号館３０３号室

　　　　種　　類 　居宅

　　　　構　　造 　鉄筋コンクリート造１階建

　　　　床 面 積　 ２階部分　　５０．２６㎡

　敷地権の表示

　　　　土地の符号　 １

　　　　所在及び地番 　豊中市〇〇三丁目〇〇番

　　　　地　　　目　 宅地

　　　　地　　　積　 ７２１２．８５㎡

　　　　敷地権の種類 　所有権

　　　　敷地権の割合 　４９８３０分の５１０

土地の符号 　２

所在及び地番　 豊中市〇〇三丁目〇〇番

地　　　目　 宅地

地　　　積　 １８９０．８５㎡

敷地権の種類 　所有権

敷地権の割合 　４９８３０分の５１０

２．登記の原因となる事実又は法律行為

1. 吹田達也と西宮康介は、平成〇〇年〇月〇日、本件不動産に関する売買契約を締結した。
2. 上記売買契約には、本件不動産の所有権は、吹田達也が売買代金の全額を支払い、西宮康介がこれを受領した時に所有権が移転する旨の所有権移転時期に関する特約が付されている。
3. 吹田達也は、西宮康介に対し、平成〇〇年〇月〇日、売買代金全額を支払い、西宮康介はこれを受領した。

（４）よって、本件不動産の所有権は、同日、西宮康介から吹田達也に移転した。

平成〇〇年〇月〇日　　大阪法務局池田出張所　御中

　上記の登記原因のとおり相違ありません。

　（義務者）

住所

　　　　氏名